## 営農環境整備支援事業の募集

被災した農業者の①水稲等の営農の再開に向けた取り組み、②水稲を作付けできない場合に大豆に切り替える等の作付転換、③被災農地を引き受け規模拡大する等に必要な経費を支援します!

申請期間

(第1回) 4月23日(火)~5月20日(月)

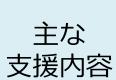
支援対象

令和6年能登半島地震による被害を受け自らの 営農再開のために取組む者

※ R6.1.1以降に取組み、R7.3.31までに事業が完了する取組みが 支援対象

補助率

2/3以内(一部異なるメニューがあります)



1. 令和6年産の営農再開に必要な経費 生産資材費(種苗、肥料・農薬等)、作業委託費、 農業機械レンタル費



- ※ ただし、資材費については昨年に比べて多く必要となった経費に限る
- 2. 被災を機に作物転換や規模拡大を図る場合に 必要な経費

パイプハウスのパイプや支柱等、複数年利用が可能な生産資 材費(消費材は除く)、農業機械等のリース導入経費

3. 育苗等の用水確保のための臨時的な灌水設備 の導入経費

※事業の要件や支援内容の詳細については、裏面のお問合せ先まで

## 必要書類

- □被災写真・位置図(被災ほ場、水路、被災倉庫・資材等)
- □ 見積書(既に購入済みの場合は納品書など)
- □ 事業経費が分かる資料(請求書、領収書など)
- ※ その他、支援内容に応じて書類の提出が必要です

## 支援対象 (例)



☑ 避難していて自家育苗が できず苗を購入



☑ 被災により機械が故障したため、 作業委託する



☑ 断水時に育苗用の水を確保する ため、ポリタンク等を購入



- ☑ 被災により機械が故障したため、 機械をレンタルする
- ☑ 被災地の受託により規模拡大 したため、機械をリースする

## お問合せ先

当事業に関するご相談については、最寄りのJA・石川県 農林総合事務所へお問合せください

石川県・北陸農政局・JAグループによる現地相談窓口	
石川県珠洲農林事務所	0120-338-760
JAのと本店	0120-338-250
JA内浦町営農経済課	0120-338-560
JA能登わかば旧徳田支店	0120-338-570
JA志賀本店	0120-338-720

※上記に記載の無い最寄りのJAもご相談を受け付けています

石川県農林総合事務所	
奥能登農林総合事務所(輪島市、穴水町、能登町)	0768-26-2323
中能登農林総合事務所(七尾市、志賀町、中能登町)	0767-52-5522
羽咋農林事務所(羽咋市、宝達志水町)	0767-22-0001
県央農林総合事務所(金沢市)	076-239-1751
津幡農林事務所(かほく市、津幡町、内灘町)	076-289-4158
石川農林総合事務所(白山市、野々市市)	076-276-0371
南加賀農林総合事務所(小松市、能美市、川北町)	0761-23-1703
加賀農林事務所(加賀市)	0761-72-8511